

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第18号

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」と、<u>同令第140条の4第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、<u>同令第65条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と、同令第153条第4項中「設備（ユニットを除く。）」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</u></p>

第2条 佐賀県介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 法第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準(次項において「<u>県基準</u>」という。)は、第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「<u>基準該当居宅サービス</u>」とあるのは「指定介護予防サービス」と、同項第3号中「<u>基準該当居宅サービス(通所介護及び短期入所生活介護に限る。)</u>」とあるのは「指定介護予防サービス(介護予防通所介護、<u>介護予防通所リハビリテーション</u>、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準</u>は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「<u>専用の区画</u>」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「<u>専用の指定介護予防訪問看護</u>」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と、同令第153条第4項中「<u>設備(ユニットを除く。)</u>」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)</p> <p>第11条 法第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準(次項において「<u>県基準</u>」という。)は、第3条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「<u>基準該当居宅サービス</u>」とあるのは「指定介護予防サービス」と、同項第3号中「<u>基準該当居宅サービス(通所介護及び短期入所生活介護に限る。)</u>」とあるのは「指定介護予防サービス(介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準</u>は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「<u>専用の区画</u>」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「<u>専用の指定介護予防訪問看護</u>」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と、同令第153条第4項中「<u>設備(ユニットを除く。)</u>」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は附則第14条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の介護保険法第53条第1項の規定により介護予防サービス費の支給を受ける指定介護予防サービスについては、第2条の規定による改正前の佐賀県介護保険法施行条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。